

2007年1月26日

厚生労働省健康局生活衛生課
課長 中垣英明様

日本エステティック連合
議長 奥野貴司

美容電気脱毛についての報告書

脱毛は美顔、瘦身とともに長年エステティック業として行われています（「エステティック産業の適正化に関する報告書」平成15年6月経済産業省）。特に電気脱毛については、安全性の確認された脱毛機器を使用した長年の実績に基づいてエステティック業界としての統一的な基準作りを進めてきました。こうしたエステティック業界の動きは、1997年11月第141回国会・衆議院厚生委員会において示された厚生省（当時）の見解・提言（資料1）にも後押しされ、それ以降もエステティック業界は厚生労働省の指導のもと美容電気脱毛技術水準の向上、営業の適正化に努めてきました。

日本エステティック連合（以下「連合」といいます。資料2）は、日本エステティック協会、日本エステティック業協会をはじめとするエステティックに関する8つの団体がエステティックの技術向上とさらなる普及を目指して1996年に設立され、連合に加盟するエステティック業者の売上が日本国内のエステティックの売上の大半を占めるなど、名実ともに日本のエステティック業界を代表する団体です。連合では美容電気脱毛について技術水準の向上および営業の適正化に努め、一定の成果を上げてきていますのでご報告させていただきます。

1. 美容電気脱毛技術水準の向上について

（1）連合美容電気脱毛技能検定

日本エステティック連合では、1998年秋から脱毛検定委員会および脱毛検定作業部会を設立し、美容電気脱毛技能検定試験を準備してきました。技術者の技術知識水準の向上と消費者に対して安全で良質な美容電気脱毛サービスを提供することを目的に、1999年10月より「連合美容電気脱毛技能検定試験」（資料3）を実施しています。

検定試験（筆記・実技）の制度、内容、実施方法すべての策定は電気脱毛先進国であるアメリカを参考に連合美容電気脱毛技能検定委員会が行なっています。受験者の知識、技術を統一するため、検定委員会ではテキスト問題集（資料4）を作成し、試験範囲としています。試験は、エステシヤンの実務経験と技術能力により3級、2級、1級の3段

階を設定しています。各々受験資格が定められており、最初はまず3級から受験し、実務経験・知識の習得に努めながら、最終的にはレベルの最も高い1級を目指すようステップアップしていくシステムです。3級については筆記試験のみ、1、2級については筆記試験と実技試験を実施しています。毎年、筆記試験は11月、2月、4月に全国7都市で、実技試験は8～9月に7会場で行なっています。8年目を迎えた2006年11月現在では合格登録者は合計5563名に上っています（資料5）。

（2）アメリカにおける電気脱毛の資格制度

検定試験を策定するにあたっては、130年以上の電気脱毛の歴史をもつアメリカの教育制度、資格制度を参考にしています。アメリカでは1875年に直流電流を用いた電気脱毛法が開発され、その後高周波電流を用いた高周波法、さらには両者を同時に流すブレンド法が開発されました。これらは技術面、安全面ともにすでに確立された方法で、electrologist（電気脱毛士）と呼ばれる技術者が行なっています。

アメリカではカリフォルニア州を始めとして32州（正確には31州とコロンビア特別区 資料6）では電気脱毛について州政府の資格（免許）制度があり、他の19州では日本と同じく公的な資格制度はありません。資格制度のない州では医師が自分の患者を電気脱毛士に紹介するときにはCPE（Certified Professional Electrologist 資料7）を目安にしたり、消費者が電気脱毛士を選ぶ基準になっています。また、資格制度がある州では、州の免許を取った後に自分の知識、技術の向上や他との差別化のためにCPEを取得するというように、CPEは全米共通の認定資格として認知されています。

CPEは、TOEFL や TOEIC の実施で知られているアメリカの試験機関ETS（Educational Testing Service）が開発、管理、運営、監督、採点のすべてを行なっています。また、コネチカット州など7州においては、州の資格試験の筆記試験にCPE試験が採用されているほど信頼性が高いものとなっています。

（3）日本における美容電気脱毛技術水準

1985年からCPE試験はアメリカのみで実施されてきましたが、1993年より日本でも日本語で受験できるようになり、現在の日本人CPEは812名です。CPEは筆記試験のみのため、一定の水準を保つため日本独自のシステムとして日本では2000年よりCPEを受験する前に予備試験として実技試験を義務づけ、その合格者のみがCPEを受験できるというようにさらに厳格なものにしました。実技試験を行なうにあたっては、実施方法や採点方法・基準等を学ぶため、州の資格制度のあるメリーランド州の実技試験官を日本に招聘して実技試験官養成セミナーを開催し、彼女らから学んだCPEが日本におけるCPE予備試験の実技試験官となりました。

このようにアメリカの公的資格試験を熟知した日本のCPE実技試験官、さらにカリフォルニア州の電気脱毛士免許保持者なども、連合美容電気脱毛技能検定委員として試験策定に加わり、美容電気脱毛技能検定はアメリカの公的な資格試験やCPE試験と水準を合わせて策定されました。したがって、現在の日本における美容電気脱毛技術水準はアメリカと同レベルであると思われます。実際、日本でCPEを取得した脱毛エステティシャンがアメリカに渡り、CPE資格が高い技術の証明となったためニューヨークのサロンに雇用され電気脱毛エステティシャンとして活躍している例もあります。

(4) 脱毛器の安全性

美容電気脱毛器については、アメリカにおいてFDA（米国食品医薬品局）により、最も安全な機器としてクラスIに分類されており（資料8）、現在日本で使用されている電気脱毛器はアメリカ製もしくは同規格の日本製であり、電気用品安全法に規定されている高周波脱毛器の技術基準への適合性検査（資料9）を受けるなどして安全性を確保しています。また、日本エステティック工業会が「エステティック機器の安全規格基準」および「エステティック機器の個別安全規格基準」（資料10）を作成し、自主基準として安全確保に努めています。さらに、脱毛器の性能の進歩もめざましく、多機能な脱毛と通電時間の短縮などにより、皮膚に与える負荷が軽減され皮膚への安全性が大きく向上した結果、消費者の信頼を獲得し、脱毛市場の拡大につながりました。

(5) 現在の取り組み

連合では2008年春より、美容電気脱毛技能検定試験を「脱毛エステティシャン認定試験」に切り替えることにしました。現行の検定制度は単に「知識・技術レベルの検定」ですが、連合脱毛エステティシャン認定試験は、安全・安心はもちろんさらに良質の脱毛サービスを消費者に提供できるよう、業界としてプロフェッショナルの資格として認定する資格制度となります。教育カリキュラムを統一し、受験資格の見直しや従来への検定にはなかった更新制度を設け、継続教育の受講を更新条件にするなど、常に最新の情報を生涯にわたって勉強するシステムです。

衛生面については、1996年からは財団法人日本エステティック研究財団が作成した「エステティック営業施設の自主衛生基準」（資料11）を連合の自主基準として採用し、衛生面での安全性を確保しています。施術等その他の内容については「電気脱毛に関する自主基準」を現在作成しており、完成後は連合の自主基準に加える予定です。

このように業界は自主的に電気脱毛技術の水準向上に努めてきましたが、今後、脱毛エステティシャンの資格制度を整備し、自主基準を充実させ遵守することにより、消費者へさらに安心・安全で良質な脱毛サービスを提供できるものと確信しております。

2. 営業の適正化について

消費者保護の観点から、連合では電気脱毛を含むエステティックサービスの提供に関して以下のように取り組んできました。

2002年にエステティック業統一自主基準を策定し、2006年に改訂しました(資料12)。特定商取引法、消費者保護法、景品表示法等適正な営業に関係する法律の遵守を基本に、未成年契約などは消費者保護の観点から法律の枠組みを超えた自主的な規制を加えています。また、冒頭にも引用した「エステティック産業の適正化に関する報告書」の提言を受けて、①エステティックサロンの認証制度、②エステティシヤンの共通資格制度の発足を実施する中核機関としての非特定営利法人日本エステティック機構を設立しました。現在は①法律や自主基準を遵守しているエステティックサロン、②一定のレベルを有するエステティシヤン、③エステティックサロンで使用される美容機器、これら3つを対象とした各認証事業の準備を行っており、2007年7月頃より開始予定です。

また、連合では、2006年8月より、業界を広く横断的に捉えたエステティック消費者センターを立ち上げ、業界として消費者の苦情・相談を受け付ける窓口を開設しました。国民生活センターを始めとして各地の消費者センターなどと連携を結び、協力体制を取っています。このセンターに入ってくる相談や苦情等を適宜分析し、業界自主基準に反映させるなど、業界適正化のために積極的な運営を行っています。

さらに、日本エステティック研究財団では、万一の事故発生時に迅速かつ適切に対応できるよう医師との連携(セイフティネット)についての検討を行っており、業界でも医師をはじめとする各専門家より継続的なアドバイスを受けながら、安全かつ効果的なエステティックサービスを提供できるような体制作りを進めています。

3. まとめ

このように、エステティック業界では、電気脱毛技術の水準の向上と営業の適切化、適正化に取り組んでまいりました。美容電気脱毛についてはエステティック業界での長年の実績と連合による自主基準の確立によって、安全で質の高い電気脱毛サービスを提供してまいりましたので、今後も厚生労働省の指導を仰ぎながら消費者の安全を確保するとともに、より広く正しく消費者にご理解いただけるよう、引き続き努力していきたいと考えております。